

# お金を借りるときに気をつけたいこと

消費者金融だけでなくクレジットカードや銀行カードローン、一部の後払いサービスなども借金です。期限までに支払えないと「延滞」になり、そのまま放置すると個人信用情報機関に延滞情報が登録されます。将来ローンが組めないなど不利益を被る可能性もあります。

## 借り過ぎ・貸し過ぎを防ぐ仕組み

信販会社や消費者金融が立て替え払いや融資を行う時には、使いすぎや借りすぎを防ぐため、次のようなルールが義務付けられています。



消費者庁イラスト集より

**割賦販売法** クレジットカードの発行や立替払いを行う時、利用者の年収、生活維持費、クレジット債務の年間の支払予定額を調査し、支払可能見込額を算定する。

**貸金業法** 貸し付けを行う時、利用者の年収、総借入残高を調査する。総借入残高が年収の3分の1を超える融資は原則禁止。

## 与信と個人信用情報機関について

消費者金融、信販会社、銀行などがカードを発行したり、貸し付けや立て替え払いしたりすることを**与信**といいます。消費者の職業や年収などを調査するとともに、**個人信用情報機関**に登録されている情報を照会して、与信判断が行われます。自分の信用情報は個人信用情報機関に**開示請求**ができます。また、身分証を紛失したときは、紛失の届け出をしておくで悪用を防止できる場合があります。

\*\*\* おもな個人信用情報機関 \*\*\*

|                 |              |
|-----------------|--------------|
| 全国銀行個人信用情報センター  | 0120-540-558 |
| シー・アイ・シー (CIC)  | 0570-666-414 |
| 日本信用情報機構 (JICC) | 0570-055-955 |

## 借金問題はひとりで悩まないで

家計を見直すだけでは生活の立て直しが困難な場合、債務整理の方法として**任意整理・個人民事再生・特定調停・自己破産**の4つがあります。債務整理の相談窓口（P40 参照）または消費生活センターにお問い合わせください。